

核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針の策定について (案)

平成10年6月2日

核燃料サイクル開発機構法第27条においては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が「基本方針」を定めることになっている。また、本年2月6日の原子力委員会決定において、機構に対し明確な使命を与えるための基本方針の策定に原子力委員会が主体的に取り組むことを明確にしている。

今般、動燃改革関連法案が国会にて成立したことを受け、基本方針の策定を含めた機構の業務運営のあり方について委員会として考え方をとりまとめる。

科学技術庁は、委員会の考え方を踏まえ、基本方針を策定することとする。

○委員会において機構の業務運営のあり方の考え方を議論し、整理（2回程度）
6月上旬

○関係機関からのヒアリング
6月中旬～
7月上旬

○機構の業務運営のあり方をとりまとめ
7月下旬

○上記のとりまとめを踏まえ、科学技術庁が内閣総理大臣名の基本方針案を策定し、原子力委員会に付議
8月

○原子力委員会において基本方針案を審議（2回）
9月上旬

○原子力委員会において基本方針を議決
9月中旬

○基本方針の決定（内閣総理大臣名）
9月末

1. 機構の使命

2. 業務のあり方

（1）経営及び事業目標の明確化

- ・ 機構の経営は、理事長の裁量と責任に委ねられるもの
- ・ 中長期の事業展望を見据えた計画の策定

（2）業務運営上の責務

①安全確保の徹底

- ・ 安全確保と危機管理を業務運営の最優先事項
- ・ 安全確保に対する最適な資源配分
- ・ 動燃が実施した安全性総点検結果の着実なフォローアップ
- ・ 全施設・設備の定期的な安全性確認の実施

②広報・情報公開の徹底

- ・ 情報公開を法人存続の基盤と捉えた積極的な情報公開の実施
- ・ 機構と国民の双方向の情報交流に配慮し、国民の考えを適切に業務運営に反映
- ・ 広報に関する人材の育成・強化
- ・ 地元対応を重視した広報体制の充実

③適正かつ効率的な業務運営の確保

- ・ 核燃料サイクル全体を見据え、研究開発レベルの進展とそれを取り巻く状況の変化を的確に把握した業務運営の実施
- ・ 研究開発評価の確実な実施
- ・ 事業の重点化、組織のスリム化、スクラップアンドビルドの徹底による資源の適正かつ効率的な配分の実施
- ・ 大学等との連携など外部資源の有効活用
- ・ 適正な人事管理と人材育成

(3) 経営の透明性及び社会性の確保

- ・「運営審議会」に積極的に意見を求め、業務運営に反映
- ・事業の成果を積極的に公表し、国民に広く意見を求める

(4) 地域社会との共生

- ・組織的に地域社会と共生し、安心感を醸成
- ・フォーラム等の開催により地域住民の声を的確に把握し、業務運営に反映

(5) 職員の意識改革の継続

- ・教育研修、人事交流等を通じた職員の意識改革の継続

(6) 円滑な事業の整理

- ・地元など関係者の意向を踏まえつつ、円滑に廃止

(7) 民間のニーズを踏まえた業務の遂行

- ・技術移転への配慮
- ・コスト意識に配慮した業務の遂行

(8) 放射性廃棄物等の適正な管理

- ・処分方策を含めた具体的な計画の策定

(9) 国際協力及び国際貢献の推進

- ・平和利用技術の国際研究協力の積極的な取り組み
- ・国際共同研究開発の場として大型研究開発施設の積極的な開放

3. 研究開発の目標

(1) 高速増殖炉の開発及びこれに必要な研究

(2) 高速増殖炉燃料の開発及びこれに必要な研究

(3) 再処理技術の開発及びこれに必要な研究

①軽水炉再処理

②高速増殖炉再処理

(4) 高レベル放射性廃棄物の処分技術の開発及びこれに必要な研究

(5) 整理事業

①新型転換炉

②ウラン濃縮

③海外ウラン探鉱

核燃料サイクル開発機構法第二十七条

(基本方針)

第二十七条 第二十四条に規定する機構の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める基本方針に従つて実施されなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 機構の業務の運営に関する基本的事項

二 第二十四条第一項第一号に掲げる業務に関する基本的事項

三 その他機構が業務を実施するに際し配慮すべき事項